# 令和８年度 第５回柿崎区地域協議会 次第

日　時：令和８年９月 15 日（火）　午後６時 30 分
場　所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の指名

４　諮問事項

⑴　柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について　・・・・・資料 1
⑵　かきざき福祉センターの利用時間の変更について　・・・・・資料 2
⑶　上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について　・・・・・資料 3
⑷　上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について　・・・・・資料 4
⑸　上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について　・・・・・資料 5
⑹　上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について　・・・・・資料 6
⑺　七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について　・・・・・資料 7
⑻　柿崎就業改善センターの利用時間の変更について　・・・・・資料 8
⑼　柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について　・・・資料 9
⑽　柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について　・資料 10
⑾　柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について
　・・・・・資料 11
⑿　柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について　・・・・・資料 12
⒀　上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について　・・・・・資料 13

５　報告事項

⑴　かきざき福祉センターの使用料の変更について　・・・・・資料 14
⑵　上越市柿崎地区公民館の使用料の変更について　・・・・・資料 15
⑶　上越市立柿崎地区公民館川西分館の使用料の変更について　・・・・・資料 16

⑷　上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の使用料の変更について　・・・・・資料 17

⑸　七ケ地区コミュニティセンターの使用料の変更について　・・・・・資料 18

⑹　柿崎就業改善センターの使用料の変更について　・・・・・資料 19

⑺　柿崎総合体育館の使用料の変更について　・・・・・資料 20

⑻　柿崎総合体育館（野球場）の使用料の変更について　・・・・・資料 21

⑼　柿崎総合体育館（グラウンド）の使用料の変更について　・・・・・資料 22

⑽　柿崎総合体育館（人工芝グラウンド）の使用料の変更について　・・・・・資料 23

⑾　柿崎第１庭球コートの使用料の変更について　・・・・・資料 24

⑿　上越市柿崎屋内水泳プールの使用料の変更について　・・・・・資料 25

⒀　学校開放体育施設の使用料の変更について　・・・・・資料 26

6　自主的な審議

⑴　柿崎区地域協議会　各委員会の取組状況について　・・・・・資料 27

7　その他

⑴　会議の開催日程について

①　第 6 回柿崎区地域協議会

日　時：令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 6 時 30 分

場　所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

②　令和 8 年度頸北地区地域協議会委員合同研修会

日　時：令和 8 年 11 月 21 日（土）午後 2 時

場　所：大潟コミュニティプラザ 2 階　多目的ホール

8　閉　会

資料１

上地第１７５－２号
令和８年９月９日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（総合政策部地域政策課）

柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９０号　　柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、柿崎コミュニティプラザの利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで<br><br>２　休館日<br>１２月２９日から翌年１月３日まで | １　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで（午後５時から午後９時までは予約があるときのみ）</u><br><br>２　休館日<br><u>月曜日、１２月２９日から翌年１月３日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「柿崎コミュニティプラザ」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H24 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H24 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 5,492 人 | 11,544 人 | 9,969 人 | -6,052 人<br>(-52.4%) | -4,477 人<br>(-44.9%) | 30,799 千円 | 5,608 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年度の利用件数は 64 件であり、総利用件数（782 件）の 8.2%。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体は 1 団体にとどまる。 | ・R7 年度の利用件数は 75 件であり、総利用件数（782 件）の 9.6%。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設の受付業務受託者 | ・特に支障なし。 |

## ３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| | |
|---|---|
| 月曜日の利用実態 | ・R7 年度における月曜日の利用件数は 174 件であり、総利用件数（782 件）の 22.3%。<br>・R7 年度の定期利用団体数は 4 団体。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設の受付業務受託者 | ・特に支障なし。 |

資料２

上福第１９７１号
令和８年９月８日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（健康福祉部福祉課）

かきざき福祉センターの開館時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９１号　　かきざき福祉センターの開館時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、かきざき福祉センターの利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>午前９時から午後１０時まで | １　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u><br>※ただし、平日・土・祝日においては、午後７時までの開館を基本とし、利用予約がある場合のみ、午後９時までの開館とする。<br>日曜日においては、正午までの開館を基本とし、利用予約がある場合のみ午後９時までの開館とする。 |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「かきざき福祉センター」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人当たり |
| 4,680 人 | 12,512 人 | 11,951 人 | -7,832 人<br>(-62.6%) | -7,271 人<br>(-60.8%) | 6,006 千円 | 1,283 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

現行の施設の運用実態にあわせて条例を見直すもの（利用者への影響はない）

資料３

上教社第２００８７号
令和８年９月８日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９２号　上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立柿崎地区公民館の利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで<br><br>２　休館日<br>１２月２９日から翌年１月３日まで | １　利用時間<br>午前９時から午後６時まで（あらかじめ午後６時から午後９時までの間における使用の許可を受けた者がある場合は、当該使用の終了時刻まで）<br><br>２　休館日<br>月曜日、１２月２９日から翌年１月３日まで |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市立柿崎地区公民館」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## 1　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 9,174 人 | 24,677 人 | 41,093 人 | -15,503 人<br>(-62.8%) | -31,919 人<br>(-77.7%) | 27,611 千円 | 3,010 円 |

## 2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 56 件であり、全体の 9.5%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 51 件であり、全体の 8.7%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

## 3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| | |
|---|---|
| 月曜日の利用実態 | ・R7 年 4 月～9 月における月曜日の利用件数は 21 件であり、全体の 3.6%。<br>・R7 年 4 月～9 月の 1 団体。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

4　施設の管理体制

| 現状 | 見直し後 |
|---|---|
| ・管理人常駐 | ・午前 9 時から午後 6 時まで管理人常駐。午後 6 時から午後 9 時までは鍵管理による運営。 |

資料４

上教社第２００８８号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９３号　上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立柿崎地区公民館川西分館の利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| 1　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで | 1　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u> |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市立柿崎地区公民館川西分館」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 3,746 人 | 5,968 人 | 7,842 人 | -2,222 人<br>(-37.2%) | -4,096 人<br>(-52.2%) | 1,357 千円 | 362 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 8 件であり、全体の 4.9%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 1 件であり、全体の 0.6%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

資料５

上教社第２００８９号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９４号　上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立柿崎地区公民館下黒川分館の利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| 1　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで | 1　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u> |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市立柿崎地区公民館下黒川分館」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 1,910 人 | 5,042 人 | 5,587 人 | -3,132 人<br>(-62.1%) | -3,677 人<br>(-65.8%) | 835 千円 | 437 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 2 件であり、全体の 1.9%にとどまる。<br>・R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 0 件。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

資料６

上教社第２００９０号
令和８年９月８日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９５号　上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立柿崎地区公民館黒川分館の利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| 1　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで | 1　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u> |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市立柿崎地区公民館黒川分館」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

※　「上越市立柿崎地区公民館黒川分館」と「柿崎就業改善センター」は、同一の建物についてそれぞれ異なる条例に基づく施設として位置付けられていますが、利用状況等は共通していることから、「１　基本情報」以下の記載内容は共通しています。

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人当たり |
| 1,365 人 | 3,220 人 | 3,233 人 | -1,855 人<br>(-57.6%) | -1,868 人<br>(-57.8%) | 710 千円 | 520 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 7 件であり、全体の 18.9%。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 4 件であり、全体の 10.8%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

資料７

上教社第２００９１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９６号　七ケ地区コミュニティセンターの利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、七ケ地区コミュニティセンターの利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| 1　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで | 1　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u> |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「七ケ地区コミュニティセンター」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 3,638 人 | 4,000 人 | 4,202 人 | -362 人<br>(-9.1%) | -564 人<br>(-13.4%) | 398 千円 | 109 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 2 件であり、全体の 1.2%にとどまる。<br>・市主催事業の利用のみであり、R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 2 件であり、全体の 1.2%にとどまる。<br>・市主催事業の利用のみであり、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

資料８

上教社第２００９２号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

柿崎就業改善センターの利用時間の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９７号　柿崎就業改善センターの利用時間の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、柿崎就業改善センターの利用時間を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| 1　利用時間<br>午前８時３０分から午後１０時まで | 1　利用時間<br><u>午前９時から午後９時まで</u> |

※施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「柿崎就業改善センター」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

※　「柿崎就業改善センター」と「上越市立柿崎地区公民館黒川分館」は、同一の建物についてそれぞれ異なる条例に基づく施設として位置付けられていますが、利用状況等は共通していることから、「１　基本情報」以下の記載内容は共通しています。

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人当たり |
| 1,365 人 | 3,220 人 | 3,233 人 | -1,855 人<br>(-57.6%) | -1,868 人<br>(-57.8%) | 710 千円 | 520 円 |

## ２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

| 8 時 30 分～9 時の利用実態 | 21 時～22 時の利用実態 |
|---|---|
| ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 7 件であり、全体の 18.9%。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 | ・R7 年 4 月～9 月の利用件数は 4 件であり、全体の 10.8%にとどまる。<br>・市主催事業による利用が大半を占めており、R7 年度の定期利用団体はない。 |

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

| | |
|---|---|
| 利用団体・利用者 | ・やむを得ない。 |
| 施設管理者 | ・特に支障なし。 |

資料９

上教ス第１７１２-３号
令和８年９月８日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９８号　　柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、柿崎総合運動公園（野球場）の利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>日の出から午後１０時<br><br>２　休館日<br>市長が定める日 | １　利用時間<br><u>午前６時から午後１０時まで</u><br><br>２　休館日<br><u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「柿崎総合運動公園（野球場）」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 3,135 人 | 5,350 人 | 5,163 人 | -2,215 人<br>(-41.4%) | -2,028 人<br>(-39.3%) | 3,751 千円 | 1,196 円 |

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

## ２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。また、定期利用を希望する団体で利用時間外の活動が必要な場合も可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

| 日の出からの利用実態 |
|---|

・ R7 年度の年間占用利用件数は 123 件であり、うち午前 6 時からの利用は野球大会、ロードレース大会の利用 2 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし

## ３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、一体管理を行う柿崎総合体育館の休館日に合わせて、「毎週火曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」の休館日をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料 10

上教ス第１７１２-４号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第９９号　　柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、柿崎総合運動公園（グラウンド）の利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>日の出から午後１０時<br><br>２　休館日<br>市長が定める日 | １　利用時間<br><u>午前６時から午後１０時まで</u><br><br>２　休館日<br><u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「柿崎総合運動公園（グラウンド）」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 4,460 人 | 3,954 人 | 7,689 人 | +506 人<br>(+12.8%) | -3,229 人<br>(-42.0%) | 5,608 千円 | 1,257 円 |

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

## ２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。また、定期利用を希望する団体で利用時間外の活動が必要な場合も可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

| 日の出からの利用実態 |
|---|

・ R7 年度の年間占用利用件数は 66 件であり、うち午前 6 時からの利用はロードレース大会の利用 1 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし

## ３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、一体管理を行う柿崎総合体育館の休館日に合わせて、「毎週火曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」の休館日をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料 11

上教ス第１７１２-５号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１００号　　柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）の利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>日の出から午後１０時<br><br>２　休館日<br>市長が定める日 | １　利用時間<br><u>午前６時から午後１０時まで</u><br><br>２　休館日<br><u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 17,356 人 | 21,154 人 | － | -3,798 人<br>(-18.0%) | － | 21,600 千円 | 1,245 円 |

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

## ２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。また、定期利用を希望する団体で利用時間外の活動が必要な場合も可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

| 日の出からの利用実態 |
|---|

・ R7 年度の年間占用利用件数は 373 件であり、うち午前 6 時からの利用はロードレース大会の利用 1 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし

## ３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、一体管理を行う柿崎総合体育館の休館日に合わせて、「毎週火曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」の休館日をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料 12

上教ス第１７１２-６号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第101号　　上越市柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市柿崎第１庭球コートの利用時間及び休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　利用時間<br>日の出から午後１０時<br><br>２　休館日<br>教育委員会が定める日 | １　利用時間<br><u>午前６時から午後１０時まで</u><br><br>２　休館日<br><u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市柿崎第１庭球コート」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 6,100 人 | 10,767 人 | 16,060 人 | - 4,667 人<br>(-43.3%) | -9,960 人<br>(-62.0%) | 1,914 千円 | 314 円 |

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

※令和 7 年度は人工芝張替工事に伴う利用中止期間があります。

## ２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。また、定期利用を希望する団体で利用時間外の活動が必要な場合も可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

日の出からの利用実態

- R7 年度の年間占用利用件数は 373 件であり、うち日の出（午前 6 時）からの利用は、大会で 10 件、練習で 23 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

- 特になし

## ３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、受付窓口である柿崎地区公民館の休館日に合わせて、「毎週月曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」の休館日をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

- 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料 13

上教ス第１７１２-７号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

柿崎区地域協議会
会　長　　吉　井　一　寛　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第102号　　上越市柿崎屋内水泳プールの休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として上越市柿崎屋内水泳プールの休館日を変更することに関し、柿崎区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

| 現況 | 諮問内容 |
| --- | --- |
| １　休館日<br>火曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）及び１２月１日から翌年３月３１日まで | １　休館日<br>火曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）及び<u>１１月１日から翌年４月３０日まで</u> |

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

# 「上越市柿崎屋内水泳プール」の利用状況について
# （公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

## １　基本情報

| 利用者数の推移 | | | | | R7 年度公費負担額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 年度 | H27 年度 | H17 年度 | 増減①<br>R7－H27 | 増減②<br>R7－H17 | 総額 | 利用 1 人<br>当たり |
| 2,138 人 | 7,830 人 | 12,726 人 | -5,692 人<br>(-72.7%) | -10,588 人<br>(-83.2%) | 2,672 千円 | 1,250 円 |

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

※令和 7 年度は渇水対策に伴う利用中止期間があります。

## ２　開館時間の見直しの考え方

変更ありません。

## ３　休館日の見直しの考え方

現行の運用実態にあわせて条例を見直すものです。

資料 14

# 「かきざき福祉センター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現行 |
| 大会議室 | | 1 時間につき | 800 円 | 660 円 |
| | 面積 1/2 | | 400 円 | 330 円 |
| 小会議室 | | | 400 円 | 310 円 |
| 和室 | | | 300 円 | 250 円 |
| 研修室 | | | 200 円 | 160 円 |

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 15

# 「上越市立柿崎地区公民館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 改定後 | 現行 |
| 第 1 会議室 | 1 室 1 時間につき | 400 円 | 300 円 |
| 第 2 会議室 | | 300 円 | 210 円 |
| 学習室 | | 500 円 | 390 円 |
| 視聴覚室 | | 400 円 | 350 円 |
| 第 1 講座室 | | 200 円 | 170 円 |
| 第 2 講座室 | | 200 円 | 170 円 |
| 集会室 | | 1,100 円 | 880 円 |
| 談話室 | | 200 円 | 130 円 |
| コミュニティルーム | | 300 円 | 240 円 |
| ふれあいルーム | | 600 円 | 480 円 |

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 16

# 「上越市立柿崎地区公民館川西分館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 改定後 | 現行 |
| 小集会室 | 1 室 1 時間につき | 150 円 | 110 円 |
| 中集会室（1 階） | | 300 円 | 220 円 |
| 中集会室（2 階） | | 200 円 | 170 円 |
| 大集会室 | | 600 円 | 530 円 |
| 調理実習室 | | 300 円 | 220 円 |

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 17

# 「上越市立柿崎地区公民館下黒川分館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 改定後 | 現行 |
| 小集会室（1 階） | 1 室 1 時間につき | 150 円 | 110 円 |
| 小集会室（2 階） | | 150 円 | 110 円 |
| 中集会室 | | 200 円 | 170 円 |
| 大集会室 | | 600 円 | 530 円 |
| 調理実習室 | | 300 円 | 260 円 |

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 18

# 「七ケ地区コミュニティセンター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 改定後 | 現行 |
| 大会議室 | 1 室 1 時間につき | 150 円 | 110 円 |
| 小会議室 | | 150 円 | 110 円 |
| 集会室 | | 400 円 | 340 円 |
| 調理実習室 | | 150 円 | 110 円 |

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 19

# 「柿崎就業改善センター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|
| | | 改定後 | 現行 |
| 大会議室 | 1 室 1 時間につき | 500 円 | 420 円 |
| 小会議室 | | 150 円 | 140 円 |
| 調理実習室 | | 200 円 | 150 円 |
| 談話室 | | 150 円 | 110 円 |
| 相談室 | | 150 円 | 110 円 |
| 研修室 | | 300 円 | 250 円 |

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 20

# 「上越市柿崎総合体育館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、体育館機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

**※　利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。**

- 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- 多目的フィールド、クライミングウォール、トレーニングルーム、コミュニティスペース、ランニング走路は、利用実態として個人利用が多いことから、共用利用の利便性を考慮し、「回数券」を取り止め、「1 月券」を継続します。

（網掛けは前回と変更した箇所）

| 区分 | | | 単位 | 上限額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 改定後 | 前回案 | 現　行 |
| メインアリーナ | 占用利用 | | 1 時間につき | 2,800 円 | 2,800 円 | 1,650 円 |
| | 照明設備 | | 1 時間につき | （廃止） | （廃止） | 720 円 |
| | 冷暖房設備 | | 1 時間につき | （廃止） | （廃止） | 310 円 |
| | 共　用利用 | 一般 | 1 人 1 回につき | （廃止） | 400 円 | 360 円 |
| | | | 1 人 1 時間につき | 200 円 | － | － |
| | | | 1 人 1 月につき | （廃止） | （廃止） | 1,440 円 |
| | | | 回数券（11 回分） | 4,000 円 | 4,000 円 | － |
| | | 中学生以下 | 1 人 1 回につき | （廃止） | 200 円 | 180 円 |
| | | | 1 人 1 時間につき | 100 円 | － | － |
| | | | 1 人 1 月につき | （廃止） | （廃止） | 720 円 |
| | | | 回数券（11 回分） | 2,000 円 | 2,000 円 | － |
| | 電光得点表示板 | | 1 時間につき | 200 円 | 200 円 | 110 円 |
| | 放送設備 | | | 200 円 | 200 円 | 110 円 |
| | ピアノ | | | （廃止） | （廃止） | 110 円 |
| | 温水シャワー | | 1 人 1 回につき | 200 円 | 200 円 | 110 円 |
| 多目的フィールド | 占用利用 | | 1 時間につき | 1,600 円 | 1,600 円 | 1,490 円 |
| | 共　用 | 一般 | 1 人 1 回につき | （廃止） | 400 円 | 360 円 |

| 区分 | | | 単位 | 上限額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 改定後 | 前回案 | 現　行 |
| | 利用 | | 1人1時間につき | 200円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 1,600円 | （廃止） | 1,440円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 4,000円 | － |
| | | 中学生以下 | 1人1回につき | （廃止） | 200円 | 180円 |
| | | | 1人1時間につき | 100円 | （廃止） | － |
| | | | 1人1月につき | 800円 | （廃止） | 720円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 2,000円 | － |
| クライミングウォール | 占用利用 | | 1時間につき | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 |
| | 共　用利用 | 一般 | 1人1回につき | （廃止） | 200円 | 120円 |
| | | | 1人1時間につき | 100円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 800円 | （廃止） | 480円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 2,000円 | － |
| | | 中学生以下 | 1人1回につき | （廃止） | 100円 | 60円 |
| | | | 1人1時間につき | 50円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 400円 | （廃止） | 240円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 1,000円 | － |
| トレーニングルーム | 共　用利用 | 一般 | 1人1回につき | （廃止） | 400円 | 360円 |
| | | | 1人1時間につき | 200円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 1,600円 | （廃止） | 1,440円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 4,000円 | － |
| | | 中学生以下 | 1人1回につき | （廃止） | － | 180円 |
| | | | 1人1時間につき | 100円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 800円 | （廃止） | 720円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 2,000円 | － |
| コミュニティスペース | 占用利用 | | 1時間につき | 700円 | 700円 | 720円 |
| | 冷暖房設備 | | 1時間につき | 300円 | 300円 | － |
| | 共　用利用 | 一般 | 1人1回につき | （廃止） | 400円 | 360円 |
| | | | 1人1時間につき | 200円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 1,600円 | （廃止） | 1,440円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 4,000円 | － |
| | | 中学生以下 | 1人1回につき | （廃止） | 200円 | 180円 |
| | | | 1人1時間につき | 100円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 800円 | （廃止） | 720円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 2,000円 | － |
| ミーティングルーム | 占用利用 | | 1時間につき | 400円 | 400円 | 360円 |
| | 冷暖房設備 | | | 200円 | 200円 | － |
| 控室 | 占用利用 | | | 300円 | 300円 | 180円 |

| 区分 | | | 単位 | 上限額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 改定後 | 前回案 | 現　行 |
| | 冷暖房設備 | | 1時間につき | 100円 | 100円 | － |
| ステージ | 占用利用 | | | 300円 | 300円 | 280円 |
| ランニング走路 | 共用利用 | 一般 | 1人1回につき | （廃止） | 200円 | 160円 |
| | | | 1人1時間につき | 200円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 800円 | （廃止） | 640円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 2,000円 | － |
| | | 中学生以下 | 1人1回につき | （廃止） | 100円 | 80円 |
| | | | 1人1時間につき | 100円 | － | － |
| | | | 1人1月につき | 400円 | （廃止） | 320円 |
| | | | 回数券（11回分） | － | 1,000円 | － |

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 21

# 「柿崎総合運動公園（野球場）」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、野球場機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現　行 |
| 野球場 | 占用利用 | 1 時間につき | 700 円 | 480 円 |
| | 照明設備 | 1 時間につき | 3,400 円 | 3,060 円 |

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 22

# 「柿崎総合運動公園（グラウンド）」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、グラウンド機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現行 |
| グラウンド | 占用利用 | 1 時間につき | 400 円 | 310 円 |
| | 照明設備 | 1 時間につき | 600 円 | 510 円 |

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 23

# 「柿崎総合運動公園（人工芝グラウンド）」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、照明設備は、市内で価格差が生じているため、同規模設備の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 上限額 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現　行 |
| 人工芝グラウンド | 占用利用 | 1 時間につき | 1,000 円 | 820 円 |
| | 照明設備 | 1 時間につき | 2,400 円 | 2,450 円 |

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 24

# 「上越市柿崎第１庭球コート」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、テニスコート機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同種コートの平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現　行 |
| テニスコート | 占用利用 | 1 面 1 時間につき | 400 円 | 260 円 |
| | 照明設備 | 1 面 1 時間につき | 600 円 | 510 円 |

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 25

# 「上越市柿崎屋内水泳プール」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、プール機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同種施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

**※　利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。**

- 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- 共用利用は、利用実態として個人利用が多いことから、利便性を考慮し、「回数券」を取り止め、「1 月券」を継続します。
- プールは、利用実態として、「コース占用加算」及び「団体共用」のニーズがないことから、それぞれ料金設定を取り止めます。

（網掛けは前回と変更した箇所）

| 区分 | | | 単位 | 上限額 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 改定後 | 報告時 | 現行 |
| 占用利用 | | | 1 時間につき | 11,200 円 | 11,200 円 | 16,500 円 |
| コース占用加算額 | | | 1 コース 1 時間につき | − | 400 円 | − |
| 共用利用 | 一般 | 個人 | 1 人 1 回につき | 500 円 | 500 円 | 360 円 |
| | | | 1 人 1 月につき | 2,000 円 | （廃止） | 1,440 円 |
| | | | 回数券（11 回分） | − | 5,000 円 | − |
| | | 団体（20 人以上） | 1 人 1 回につき | − | 400 円 | − |
| | 中学生以下 | 個人 | 1 人 1 回につき | 300 円 | 300 円 | 180 円 |
| | | | 1 人 1 月につき | 1,200 円 | （廃止） | 720 円 |
| | | | 回数券（11 回分） | − | 3,000 円 | − |
| | | 団体（20 人以上） | 1 人 1 回につき | − | 200 円 | − |

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
| --- | --- |
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 26

# 「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

| 区分 | | 単位 | 使用料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 改定後 | 現行 |
| 屋内運動場 | | 1 時間 | 600 円 | 510 円 |
| プール（浦川原小学校、大島小学校） | 一般 | 1 施設 | 200 円 | 160 円 |
| | 中学生以下 | 1 施設 | 100 円 | 110 円 |
| 照明設備使用料 | 高田西小学校屋外運動場 | 1 時間 | 2,700 円 | 2,450 円 |
| | 直江津東中学校屋外運動場 | 1 時間 | 2,700 円 | 2,450 円 |
| | 春日中学校屋外運動場 | 1 時間 | 2,700 円 | 2,450 円 |

3　今後のスケジュール

| 年月 | 内容 |
|---|---|
| Ｒ８年１２月 | 市議会に条例改正議案を提案<br>議決及び条例公布後、利用者へ周知 |
| Ｒ９年４月 | 新使用料の適用開始 |

資料 27

# 第 11 回米山薬師を守る会 会議記録

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日　時 | 令和 8 年 8 月 18 日（火）<br>18:30～19:30 | 出席者 | 中村委員長、小出委員、小山委員<br>佐藤(ま)委員 |
| 場　所 | 柿崎コミュニティプラザ<br>3 階　市民活動室 | | |
| 記録者 | 小出委員 | 欠席者 | 滝澤委員 |
| 標　題 | 現状と課題の整理 | | |

現状と課題を整理し、情報を共有した。

1　内容

⑴　現状と課題

①米山の登山道や山頂施設等の維持管理については、「米山を守る会」が引き継いで、安全・快適が保たれている。今後は、「米山薬師を守る会」のもう一つのテーマでもある「米山の魅力発信」について注力が必要。

②米山の歴史・伝統・麓の生活文化についてはあまり知られていない。ご存じの方に聞き取りをしたり、資料を集めたりしておく必要がある。

③小学校の学校登山への協力や米山に関する学習支援を、学校・「米山を守る会」が協力・連携しながらより充実させていく必要がある。

④米山の歴史・文化についての資料や関連した本などを閲覧できる場所がない。（柏崎市には博物館があり、興味深く分かりやすい展示になっている）

⑤「米山を守る会」による小学生の米山に関する学習への協力は、魅力発信の第一歩と捉えて良い。

⑵　米山薬師を守る会の今後

①米山の歴史・文化については、我々自身が知る必要がある。まずは、「米山薬師を守る会」が勉強会を行う。